## 不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 産業基盤整備課

	刊光加入の中窓	市内への企業の立地を促進するための奨励措置の指定及び立地(用地取
不利益処分の内容		得) 奨励金交付の取消し
ħ.	艮拠法令等及び条項	栃木市企業立地促進条例第8条
	根拠条項	栃木市企業立地促進条例第8条
	参考事項	栃木市企業立地促進条例施行規則
	設定等年月日	平成23年10月1日設定
	改 <u>庆</u> 守平月口	平成 年 月 日最終変更

## 【基準】

〇栃木市企業立地促進条例抜粋

(指定及び交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条 の規定による指定及び第6条の規定による交付の決定を取り消すことができる。
  - (1) 指定の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 事業を休止し、又は廃止したとき。
  - (3) 事業所をその事業以外の用に供したとき。
  - (4) 市税を滞納したとき。
  - (5) 偽りその他の不正な手段により指定及び交付決定を受けたとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定及び交付決定を取り消したときは、当該指定事業者であった事業者に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 〇栃木市企業立地促進条例施行規則抜粋

(指定及び交付の決定の取消し)

- 第8条 市長は、条例第8条第1項の規定により指定及び交付の決定を取り消すときは、 指定(交付決定)取消通知書(別記様式第9号)を当該指定事業者に通知するものとす る。
- 2 市長は、条例第8条第2項の規定により、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるときは、立地(用地取得)奨励金返還命令書(別記様式第10号)を当該指定事業者に通知するものとする。

処

分基

進